

2022年7月26日発行

# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

## ドライバー酒気帯び確認は運行管理の責任者の業務に アルコール検知器使用による酒気帯び確認の実施必要

前号でお伝えしましたように、道路交通法改正により、自家用有償旅客運送団体は「安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うこと」を前提として安全運転管理者の選任義務の対象から外れることになりました。今号では道路運送法施行規則の改正案から、今後想定される運行管理の責任者の業務と資格要件等についてお伝えします（以下内容は7月21日現在では“案”であり、正式確定は8月上旬の見込みです）。

### (1) 運行管理の責任者の業務

改正案は、運行管理の責任者が行わなければならぬ業務について、安全運転管理者が担ってきた以下4項目の業務に相当する業務がそれにあたるとしています。

- ① 運行計画の作成
- ② 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
- ③ 異常気象時等の安全確保の措置
- ④ 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録

上記④のとおり、酒気帯び確認とその記録が必須業務となります。また、酒器帯びの確認の方法については、「運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする」と明記されており、アルコール検知器の用意も必要となります。まだ用意されていない送迎事

業所では用意をお願いいたします。

【追記】警察庁は7月14日、10月1日に予定していたアルコール検知器による酒気帯び確認の開始を、検知器の供給状況が必要台数に対応できないため延期する方針を示しました。延期期間は「当分の間」とのことですが、検知器が不要になるわけではないのでご注意ください。

### (2) 運行管理の責任者の資格要件・講習

運行管理の責任者の資格要件は次のとおりです。

- 運行管理者の資格がある者
- 運行管理者試験の受験資格を有する者
- 安全運転管理者の要件を備える者
- 国土交通大臣が認めた者

ただし、現在運行管理の責任者に選任されている人については、改めて上記の要件を満たす必要はありません（要件を満たしていない場合でも、引き続き運行管理の責任者であり続けることができます）。しかし、今後、運行管理の責任者には新たに講習の定期的な受講が義務付けられます。

運行管理の責任者は、2年に一度、運行管理者一般講習（一般講習）を受けなければなりません。一般講習とは主に運送事業の運行管理者等を対象にした講習で、運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法などを学ぶものです。費用は講習を行う団体

により若干異なりますが、おおむね 1 回 3,000 円程度です。また、運行管理の責任者が着任時に未受講状態であったとしても、受講義務は「その運行管理の責任者が選任さ

れた日の属する年度の翌々年度以降二年ごと」とされていますので、あわてて受講する必要はありません。

## 通院介護委員会の刷新 新委員長は森満義彦常務理事 5名体制で8月から本格的に発進

全腎協は、6月18日の社員総会・臨時理事会を経て新たな役員体制及び委員会体制になりました。通院介護委員会についても委員構成等に変更があり、以降右記のとおりとなります。新たな委員長は森満 義彦（全腎協常務理事）となります。

森満委員長による新たなメンバーでの本格的な委員会開催は、8月からとなります。

通院介護委員会（2022年6月～）

委員長 森満 義彦（全腎協常務理事）  
委員 池田 充（全腎協会長）  
伊藤 寿男【新任】  
小平 敬明  
中原 薫【新任】

## 《事務局より》

### ■熱中症予防 関連情報サイトについて

厚生労働省が、熱中症予防のための特設サイトをオープンしました。こちらのサイトでは熱中症予防に関する啓発資料等がダウンロードできるほか、関係する環境省や消防庁などの熱中症関連サイトへのリンクがまとめられています。また、以前こちらのコーナーで紹介した熱中症の発生しやすさの指標となる環境省“熱中症警戒アラート”について、メール配信サービスが始まりました。あらかじめ指定した地域にアラートが発令されると、登録したメールアドレスに情報が届きます。どちらのサイト・サービスも詳細は厚生労働省ならびに環境省ホームページをご覧ください（いずれも以下末尾に掲載）。

すでに各地で猛暑日が観測されており、これから夏本番にむけて熱中症のリスクが高まります。送迎活動では、利用者の方だけではなくボランティア・スタッフの皆様もどう

ぞ十分お気をつけください。

#### 【リンク】

厚生労働省 热中症を防ぐために知っておきたいこと「熱中症予防のための情報・資料サイト」：

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html)

環境省 热中症警戒アラートのメール配信サービス（無料）：

[https://www.wbgt.env.go.jp/alert\\_mail\\_service.php](https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php)